投票立会人の募集について

広川町選挙管理委員会では、町民の皆様に選挙をより身近に感じていただき、選挙に対する理解と関心を高めていただくことを目的に、投票立会人を募集しています。

応募いただいた方は投票立会人として登録させていただき、近い時期に予定される衆議院議員総選挙やその他の選挙の際に、選挙管理委員会より依頼をさせていただきます。

１　仕事の内容

　投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務に立ち会う役割を担います。

　・投票所の開閉

　　　　・最初の投票の前に投票箱が空であることの確認

　　　　・投票用紙の適正な交付

　　　　・投票時間終了後の投票箱の閉鎖

などの投票事務全般に立ち会い、必要に応じて投票管理者に意見を述べることができます。

　　　また、投票録の内容を確認し、署名・押印をしていただきます。

２　応募方法など

　・応募資格

　　広川町の選挙人名簿に登録されている人

　　（１８歳以上で広川町に３カ月以上住んでいる人）

* 特定の候補者の選挙運動員の方や候補者の親族の方はご遠慮ください

　・募集期間

　　令和３年衆議院議員総選挙　…令和３年１０月６日（水）まで

※他の選挙は随時応募を受け付けています

　　応募後は、立会人候補として登録されます。登録の抹消は、抹消の意思表示があった場合や町外転出などで資格を喪失した場合に抹消されます。

　　　　※選挙があるごとに選挙管理委員会から連絡を取らせていただき、意思確認をさせていただきます。（選挙がない場合は、年に１回（９月）意思確認をさせていただきます。）

・応募方法

　「投票立会人登録申請書」に必要事項を記入の上、持参、郵送又はメールのいずれかの方法で裏面の送付先へ提出してください。（申請用紙はホームページ又は役場総務課窓口で取得できます）

（裏面に続く）

〔送付先〕

〒８３４－０１１５

八女郡広川町大字新代１８０４番地１

広川町選挙管理委員会事務局

電　話：０９４３-３２-１２５５　　ＦＡＸ：０９４３-３２-５１６４

Ｅ-mail：[gyousei@town.hirokawa.lg.jp](mailto:gyousei@town.hirokawa.lg.jp)

３　立会日時と報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 立会の種類 | 期日前投票所 | 当日投票所 |
| 立　会　日 | 期日前投票期間のうち数回 | 選挙日当日 |
| 立会時間 | ８時３０分から２０時００分  ８時２０分集合 | ７時００分から２０時００分  ６時３０分集合 |
|  |  | ※立会人２名のうち１名は投票所閉鎖後、投票管理者と共に投票箱を開票所へ運んでいただきます。 |
| 立会人数 | １日２名 | １投票所あたり２名 |
| 報酬 | 日額９，６００円  （所得税源泉徴収後  ７，９３０円） | 日額１０，９００円  （所得税源泉徴収後  ８，８３０円） |
| ※他の報酬等により源泉徴収額が変わることがあります。  ※源泉徴収された所得税は確定申告で精算してください。 | |
| その他 | 昼食・夕食、交通費は支給されません。 | |

　　　　　※令和３年衆議院議員総選挙について、応募者が多数の場合は抽選となりますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

広川町選挙管理委員会事務局（広川町役場２階総務課）

〒８３４－０１１５

八女郡広川町大字新代１８０４番地１

広川町選挙管理委員会事務局

電話：０９４３-３２-１２５５